大阪市告示第1605号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。 令和7年11月25日

大阪市長 横 山 英 幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年12 月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除 却する。

種類	場所
自動二輪車	北区中津3丁目26番先
(ヤマハ 黒色)	
自動二輪車	浪速区下寺3丁目5番先
(不明 黒色)	

(建設局総務部管理課)